

令和2年6月25日

保護者の皆様

米原市立山東小学校

**「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」
の対象期間の延長等について（お知らせ）**

表題にあります支援金の創設につきまして、4月8日付市教育委員会発文書にてお知らせしたところですが、今般、同制度の対象期間の延長等について周知依頼が届きましたので、保護者の皆様にお知らせします。以下、文科省及び厚生労働省から届いた文書の抜粋です。

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

今般、この助成金・支援金については、令和2年6月30日までの対象期間を令和2年9月30日まで延長し、受付期間も令和2年12月28日まで延長するとともに、上限額等の引上げ（※）を行うことになりました。

（※）

小学校休業等対応助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、1労働者につき、1日当たりの支給上限額を8,330円から15,000円に引上げ

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給額を4,100円から7,500円に引上げ

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。